

固定資産税の

申告・届出は忘れずに

毎年1月1日に土地・家屋などを所有している方で、次に該当する場合は、固定資産税の申告・届出をお願いします。

- ・相続や贈与などにより土地・家屋の納税義務者に変更があった場合
- ・納税義務者が亡くなられたのに変更していない場合
- ・家屋を取り壊した場合
- ・住宅用の土地を所有している方で平成22年中に家屋を新築された場合
- ・土地や家屋の使用用途を変更された場合

償却資産の申告は1月31日までに

償却資産を所有されている方は、1月1日現在の償却資産の状況について(資産の種類・取得価格・取得時期・耐用年数等)、1月31日(月)までに申告をお願いします。なお、次に該当する場合は対象になりません。

・税務会計において、耐用年数1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で、法人税法等の規定により一時に損

金に算入されたもの

- ・取得価格が20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却する場合

※償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために所有している機械・器具・備品などで、他の税(自動車・軽自動車税等)の対象とならない有形固定資産をいいます。

その他

耐震改修した住宅の固定資産税の減額、バリアフリー改修に伴う減額、省エネ改修に伴う減額、長期優良住宅にかかる特別措置についての詳細につきましては、お問い合わせください。

◎問い合わせ

税務課 ☎内線255・256

所得税の還付申告は1月から!

税務署では、所得税の還付申告(医療費控除・住宅借入金等特別控除など)を1月から受け付けています。2月中旬以降は混雑しますので、早めの申告をおすすめします。

| 日時 | 場所 |
|---|-------------------|
| 1/4～1/21 3/25～ | 平塚税務署内 会場 |
| 1/24～3/24 ※土・日・祝日は除く。2/20(日)、2/27(日)は開催。 | 平塚駅ビル6F ラスカホール |

▼とき・ところ

▼時間

- ・申告書作成のアドバイス 9時～17時
- ・書類の配布・提出のみ 8時30分～17時
- ▼申告・納付期限
 - ・所得税・贈与税 3月15日(火)
 - ・個人事業者の消費税 3月31日(木)

e-Taxのご利用を!

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、インターネットを利用して、申告・納税等ができるシステムです。(別表1参照)利用には事前の登録手続きが必要となりますので、詳しくは平塚税務署へお問合せください。
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

◎所得税・消費税確定申告の事前のお知らせ

昨年より、確定申告書をパソコンで作成された方には、申告書の送付にかわり、「ハガキ」又は「メール」で、申告に必要な情報をお知らせしています。詳しくは、平塚税務署へお問い合わせください。

◎問い合わせ 平塚税務署

☎(22) 1400
※所得税の申告書等は1月末より町税務課窓口でも配布を予定しています。

別表1

e-Taxのメリット

- ①ホームページからカンタン申告
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して電子申告できます。
- ②最高5,000円の税額控除
平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を添付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。(平成19・20・21年分の確定申告で本控除の適用を受けた場合は受けられません。1回限りの適用です。)
- ③添付書類を提出省略
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- ④還付金がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告書は早期処理しています(3週間程度に短縮)。
※詳しくは、平塚税務署 ☎(22) 1400 へお問い合わせください。